

2 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課	
設立年月日	昭和46年4月13日	出資金	10,200千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,100千円	50.0%	
	弘前市	360千円	3.5%	
	つがる市	340千円	3.3%	
	青森市	260千円	2.5%	
	十和田市	260千円	2.5%	
	五所川原市	240千円	2.4%	
	八戸市	220千円	2.2%	
	東北町	200千円	2.0%	
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%	
	むつ市	180千円	1.8%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	50名	29名	県派遣14名
業務内容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	2,407,657千円	(その他参考)	
	経常費用	2,473,025千円	県からの補助金	739,446千円
	当期経常増減額	65,368千円	県からの無利子借入金	21,481,553千円
	当期一般正味財産増減額	37,355千円	県からの受託事業収入	161,989千円
			県の損失補償	14,939,250千円

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行

平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において「収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」とされ、また、「県行造林への移行にあたっては様々な課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入る」との提言を受けて県が設置した「青森県分収造林のあり方検討委員会」では、平成19年3月に、分収造林事業の県行造林への移行について最終報告がなされたところである。これを受け、平成19年度の報告書では、「平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努めるべく、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある」とことを提言していた。

この点について、県の分収造林事業を担当する林政課からは、県行造林への移行については、県としては今後の抜本的対策の有力な選択肢の一つとして認識し、現在、県行造林に移行する際の課題について検討しているが、昨年来、滋賀県において、農林漁業金融公庫からの債務の減免について大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行っていたことから、こうした他県の林業公社の動向や国の指導等を踏まえながら、県民負担の最小化の視点を持ちつつ県としての方向性を明らかにしていくとの説明があった。また、全国34の府県で構成する「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合（以下、「森林県連合」という。）」が設置を要請していた、森林整備法人等の巨額債務問題に係る国の支援等に関する協議の場については、平成20年11月に、国及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置されたところであるが、林政課からは、この検討会における協議の推移にも注視しているとの説明があった。ただし、今後、森林整備法人等の巨額債務問題に係る協議の場において、拡大造林を推進してきた国の責任の議論と、これを踏まえた支援策などが打ち出される可能性はあるが、今後の議論の行方は不透明であること、また、（社）滋賀県林業公社及び（財）びわ湖造林公社の農林漁業金融公庫債務の減免については厳しい情勢である、とのことでもあった。

分収造林事業の債務問題を巡る動向については、今後の展開が不透明な状況下ではあるが、将来の県民負担を最小のものとするために、引き続きその動向を注視しつつ、森林県連合を通じての取組等に最大限努力していくことが必要である。しかし、一方で、県行造林への移行及び県への債務継承を提言した「青森県分収造林のあり方検討委員会」の最終報告書が提出（平成19年3月）されて1年以上が経過したことを考慮すれば、当委員会としては、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきであると考えている。

(2) 分収造林事業の欠損見込額縮小に向けた経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を押しつけるものであってはならず、平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努める必要があることから、平成19年度の報告書では、「人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進についてあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある」とことを提言していた。

この点について、当法人からは、平成20年5月に試算した「長期収支見通し」において、欠損見込額が約275億円となり、平成17年度の欠損見込額に比べ約50億円の縮小が見込まれること、その主な理由として、外材の価格高騰も影響し、国産材の需要が高まり、木材価格が上昇したことが挙げられることの説明があった。

また、収入確保対策として競争入札を導入し間伐材の販売にあたったが、期待した増収には至らなかったこと、その一方で、外国材の輸出抑制策等を背景とした国産材の需要増の動きもある

ことから、低コスト生産手法や市場動向に即した販売方法の検討など、販路拡大に積極的に取り組んでいく旨の説明があった。

当委員会としては、当法人が分収造林事業により整備してきた森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有していることは認識できるが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を負わせるものであってはならないため、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進について、今後とも積極的に取り組み、最終的な欠損見込額の縮小に引き続き努力することを求めるものである。

(3) 定期的な長期収支試算及び県民に対する情報提供

分収造林事業の長期収支試算については、平成20年5月に、平成19年度決算書の作成と併せて行い、分収林の果たす重要な機能等に関する情報とともに当法人のホームページに掲載し、県民への情報提供を行っていることを確認した。しかし、ホームページに掲載されている情報全般にわたって、説明、解説が必要な専門用語の使用・表現が見受けられるので、県民からより広く理解を得るための分かりやすい表現とする工夫が求められる。

(4) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消

当法人の経営健全化のためには、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生防止が課題となっていた。当法人においては、これらの課題に対し、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、平成18年度に引き続き、債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置したほか、法的手続を5件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

その結果、平成17年度から平成19年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成19年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、平成18年度に引き続き金額ベースで前年度よりも減少した。

【滞納小作料の状況】

(単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		損失処理		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	0	0	95	196,775
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	4	2,628	88	183,495
平成19年度	88	183,495	76	31,482	38	23,475	2	1,638	79	173,850

滞納小作料の人数について、期中における増減が期末の数字に反映されない理由は、滞納金額に付随する滞納者数をそれぞれ計上しているためである(例えば、滞納者が期中において滞納額の一部でも償還すれば解消人数を1人として計上するが、この場合は期末時点でもなお滞納額が残っているため、期末においても滞納者として計上している。)

【長期保有農地の状況】

(単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成17年度	35	462,278	8	59,625	17	118,171	44	520,824
平成18年度	44	520,824	13	130,114	5	63,503	36	454,213
平成19年度	36	454,213	15	160,586	2	22,794	23	316,421

農村会計のうち農地保有合理化事業等一般会計については、当期一般正味財産増減額が平成17年度 154,276千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅な減少額となったが、先に述べた長期保有農地の解消や一時貸付用地の売却、滞納小作料の回収が進んだことにより、平成19年度は 27,354千円の減少額にとどまっている。ただし、平成23

年度までは、一般正味財産増減額は次のとおりマイナスが続く見込みとなっている。

【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位：千円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
当期一般正味財産増減額	22,167	2,372	19,168	7,853	3,861
一般正味財産期末残高	112,636	110,264	91,096	83,243	87,104

今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すおそれも否定できないものの、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止に関する当法人の取組については、平成19年度の一般正味財産増減額の減少額が縮小するなど、一定の成果が現れてきているものと評価できる。この成果の大きな要因となった国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」については、実施期間が平成22年度まで延長されることとなったことから、本事業を積極的に継続活用するほか、リスク回避対策や債権回収対策を引き続き徹底することにより、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止が促進され、1年でも早い一般正味財産増減額のプラス転換が図られることを期待するものである。

(5) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成18年度及び平成19年度の報告書では、「本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

この点について、就農相談活動については、農業雑誌や県内求人誌、公社ホームページ等に就農関連記事を掲載して新規就農の啓発活動に取り組んだほか、これまで首都圏で実施していた就農相談会に加え、平成19年度は県内市町村と連携して各地で開催される農業祭や県内農業高校に出向き就農相談会等を積極的に実施した結果、相談件数等は平成18年度の44件に対し126件と、大幅に増加した。また、無料職業紹介事業については、農業生産法人への就職あっせんによって1件ではあるが初の契約成立を果たすなど、活動の成果が現れてきていることが確認された。

今後とも、本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組んでいただきたい。